

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◇人委規則  
最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第二十二号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年十二月鳥取県条例第二十八号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額(以下「新号給等」という。)は、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新号給等を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第四条第六項若しくは第八項ただ

し書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。)附則第十四項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)を新号給等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号給等からの昇給に係る昇給期間(職員の昇給に必要とされる給与と条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正条例附則第十四項に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。)に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の職員の給料月額の変更等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の変更等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表 (第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 144,900	16号給 円 148,500	19号給 円 198,700	19号給 円 203,400	28号給 円 263,600	28号給 円 29号給 円 271,900	28号給 円 315,200	28号給 円 322,300	26号給 円 331,100	26号給 円 338,500	24号給 円 363,000	24号給 円 371,100	22号給 円 372,000	22号給 円 380,300
146,500	150,100	200,700	205,400	265,800	271,900	317,600	324,700	333,900	341,300	366,600	374,700	375,700	384,000
148,100	151,700	202,700	207,400	268,000	274,100	320,000	327,100	336,700	344,100	370,200	378,300	379,400	387,700
149,700	153,300	204,700	209,400	270,200	276,300	322,400	329,500	339,500	346,900	373,800	381,900	383,100	391,400
151,300	154,900	206,700	211,400	272,400	278,500	324,800	331,900	342,300	349,700	377,400	385,500	386,800	395,100

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 393,600	21号給 円 402,400	18号給 円 426,400	18号給 円 436,000	15号給 円 448,000	15号給 円 458,100	15号給 円 508,400	15号給 円 519,800
397,400	406,200	430,700	440,300	452,600	462,700	513,200	524,600
401,200	410,000	435,000	444,600	457,200	467,300	518,000	529,400
405,000	413,800	439,300	448,900	461,800	471,900	522,800	534,200
408,800	417,600	443,600	453,200	466,400	476,500	527,600	539,000

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 33号給 円 298,000	新号給等 33号給 円 304,700	旧号給等 36号給 円 328,400	新号給等 36号給 円 336,300	旧号給等 35号給 円 353,500	新号給等 35号給 円 362,100	旧号給等 30号給 円 365,100	新号給等 30号給 円 373,400	旧号給等 26号給 円 375,700	新号給等 26号給 円 384,100	旧号給等 24号給 円 396,900	新号給等 24号給 円 405,800	旧号給等 22号給 円 404,300	新号給等 22号給 円 413,400
300,600	307,300	331,100	339,000	356,400	365,000	368,100	376,400	378,900	387,300	400,500	409,400	408,000	417,100
303,200	309,900	333,800	341,700	359,300	367,900	371,100	379,400	382,100	390,500	404,100	413,000	411,700	420,800
305,800	312,500	336,500	344,400	362,200	370,800	374,100	382,400	385,300	393,700	407,700	416,600	415,400	424,500
308,400	315,100	339,200	347,100	365,100	373,700	377,100	385,400	388,500	396,900	411,300	420,200	419,100	428,200

8 級	9 級		
旧号給等 21号給 円 423,100	新号給等 21号給 円 432,600	旧号給等 18号給 円 436,400	新号給等 18号給 円 446,200
426,900	436,400	440,500	450,300
430,700	440,200	444,600	454,400
434,500	444,000	448,700	458,500
438,300	447,800	452,800	462,600

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
39号給 円 302,200	39号給 円 40号給 円 311,500	36号給 円 391,700	36号給 円 400,500	24号給 円 438,700	24号給 円 448,500	15号給 円 458,300	15号給 円 468,600
304,400	313,700	394,700	403,500	442,900	452,700	462,900	473,200
306,600	313,700	397,700	406,500	447,100	456,900	467,500	477,800
308,800	315,900	400,700	409,500	451,300	461,100	472,100	482,400
311,000	318,100	403,700	412,500	455,500	465,300	476,700	487,000

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 263,400	33号給 円 269,600	39号給 円 379,100	39号給 円 387,600	28号給 円 408,400	28号給 円 417,600	15号給 円 433,500	15号給 円 443,300
265,500	271,700	381,700	390,200	411,400	420,600	437,600	447,400
267,600	273,800	384,300	392,800	414,400	423,600	441,700	451,500
269,700	275,900	386,900	395,400	417,400	426,600	445,800	455,600
271,800	278,000	389,500	398,000	420,400	429,600	449,900	459,700

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 257,700	32号給 円 263,700	31号給 円 818,000	31号給 円 825,100	27号給 円 380,900	27号給 円 389,400	24号給 円 426,100	24号給 円 435,700	23号給 円 507,800	23号給 円 519,200
260,200	266,200	321,200	328,300	384,400	392,900	430,100	439,700	512,000	523,400
262,700	268,700	324,400	331,500	387,900	396,400	434,100	443,700	516,200	527,600
265,200	271,200	327,600	334,700	391,400	399,900	438,100	447,700	520,400	531,800
267,700	273,700	330,800	337,900	394,900	403,400	442,100	451,700	524,600	536,000

ハ 医療職給料表(ハ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 346,600	21号給 円 354,400	26号給 円 447,700	26号給 円 457,700	26号給 円 499,300	26号給 円 510,500	20号給 円 529,600	20号給 円 541,500
349,700	357,500	451,400	461,400	503,600	514,800	534,400	546,300
352,800	360,600	455,100	465,100	507,900	519,100	539,200	551,100
355,900	363,700	458,800	468,800	512,200	523,400	544,000	555,900
359,000	366,800	462,500	472,500	516,500	527,700	548,800	560,700

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円 195,400	23号給 円 200,000	26号給 円 251,200	26号給 円 257,100	28号給 円 311,700	28号給 円 318,800	25号給 円 327,500	25号給 円 334,900	23号給 円 366,800	23号給 円 375,000	20号給 円 393,600	20号給 円 402,400	17号給 円 428,400	17号給 円 438,000
197,400	202,000	253,400	259,300	314,100	321,200	330,300	337,700	370,400	378,600	397,400	406,200	432,700	442,300
199,400	204,000	255,600	261,500	316,500	323,600	333,100	340,500	374,000	382,200	401,200	410,000	437,000	446,600
201,400	206,000	257,800	263,700	318,900	326,000	335,900	343,300	377,600	385,800	405,000	413,800	441,300	450,900
203,400	208,000	260,000	265,900	321,300	328,400	338,700	346,100	381,200	389,400	408,800	417,600	445,600	455,200

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 244,200	33号給 円 244,200	34号給 円 283,300	34号給 円 283,300	31号給 円 329,100	31号給 円 329,100	28号給 円 338,500	28号給 円 338,500	24号給 円 357,400	24号給 円 357,400	22号給 円 408,800	22号給 円 408,800
246,400	252,100	285,700	292,200	331,600	331,600	339,000	341,100	360,100	360,100	412,500	421,700
248,600	254,300	288,100	294,600	334,100	334,100	343,700	343,700	362,800	362,800	416,200	425,400
250,800	256,500	290,500	297,000	336,600	336,600	346,300	346,300	365,500	365,500	419,900	429,100
253,000	258,700	292,900	299,400	339,100	339,100	348,900	348,900	368,200	368,200	423,600	432,800

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「一七、九〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「一〇五、九〇〇円」を「一〇八、八〇〇円」に、「九九、五〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改める。

別表第五中「一一、六〇〇円」を「一四、六〇〇円」に改める。

別表第六及び別表第七中「一八三、四〇〇円」を「一八七、八〇〇円」に、「一五三、五〇〇円」を「一五七、三〇〇円」に、「三一、一〇〇円」を「一三四、六〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「二九、三〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「一〇五、三〇〇円」を「一〇八、一〇〇円」に改める。

別表第八中「一八三、四〇〇円」を「一八七、八〇〇円」に、「一六九、〇〇〇円」を「一七三、〇〇〇円」に、「一三九、三〇〇円」を「一四二、九〇〇円」に、「一二〇、二〇〇円」を「一二三、四〇〇円」に、「一一〇

六、一〇〇円」を「一〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第九中「二六五、〇〇〇円」を「二七一、三〇〇円」に、「二一〇、七〇〇円」を「二二五、七〇〇円」に、「二七八、七〇〇円」を「一八二、九〇〇円」に、「二六九、一〇〇円」を「一七三、二〇〇円」に改める。

別表第十中「二二、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「一一五、五〇〇円」を「一二八、六〇〇円」に、「二〇六、五〇〇円」を「二〇九、四〇〇円」に、「二〇二、九〇〇円」を「一〇五、七〇〇円」に、「九九、六〇〇円」を「一〇二、三〇〇円」に改める。

別表第十一中「三一、一〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二三、二〇〇円」に、「一〇四、四〇〇円」を「一〇七、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸



鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の教育職給料表(一)の表中

1,644円。ただし、1号給 1,579円 2号給 1,935円	2,104円。ただし、1号給 1,966円 2号給 2,079円
-------------------------------------	-------------------------------------

を

1,644円。ただし、1号給 1,621円 2,104円。ただし、1号給 2,019円
--

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,034円。ただし、1号給 1,701円 2号給 1,786円 3号給 1,873円 4号給 1,966円
---

を

2,034円。ただし、1号給 1,747円 2号給 1,834円 3号給 1,924円 4号給 2,019円
---

に改める。

別表第二の研究職給料表の表中

1,469円。ただし、1号給 1,449円
-----------------------

を

1,469円
--------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十五号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	246,000 <sup>円</sup>	221,000 <sup>円</sup>	183,000 <sup>円</sup>	139,000 <sup>円</sup>	89,000 <sup>円</sup>	44,500 <sup>円</sup>
1年以上2年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	44,500
2年以上3年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	44,500
3年以上4年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	44,500
4年以上5年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	44,500
5年以上6年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	44,500
6年以上7年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	42,700
7年以上8年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	40,900
8年以上9年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	39,100
9年以上10年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	37,300
10年以上11年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	35,500
11年以上12年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	33,700
12年以上13年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	31,900
13年以上14年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	30,100
14年以上15年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	28,700
15年以上16年未満	246,000	221,000	183,000	139,000	89,000	27,300
16年以上17年未満	241,600	217,000	179,700	136,400	87,400	25,900
17年以上18年未満	237,200	213,000	176,400	133,800	85,800	24,500
18年以上19年未満	232,800	209,000	173,100	131,200	84,200	23,100
19年以上20年未満	228,400	205,000	169,800	128,600	82,600	21,700
20年以上21年未満	224,000	201,000	166,500	126,000	81,000	20,300
21年以上22年未満	215,500	193,600	160,800	121,500	78,100	19,600
22年以上23年未満	207,000	186,200	155,100	117,000	75,200	18,900
23年以上24年未満	198,500	178,800	149,400	112,500	72,300	18,200
24年以上25年未満	190,000	171,400	143,700	108,000	69,400	17,500
25年以上26年未満	181,500	164,000	138,000	103,500	66,500	16,800
26年以上27年未満	169,500	153,000	129,000	96,800	62,400	16,100
27年以上28年未満	157,500	142,000	120,000	90,100	58,300	15,400
28年以上29年未満	145,500	131,000	111,000	83,400	54,200	14,900
29年以上30年未満	133,500	120,000	102,000	76,700	50,100	14,400
30年以上31年未満	119,800	107,800	92,100	69,200	45,800	13,900
31年以上32年未満	106,100	95,600	82,200	61,700	41,500	13,400
32年以上33年未満	92,400	83,400	72,300	54,200	37,200	12,900
33年以上34年未満	73,000	67,800	59,400	45,500	31,600	12,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	11,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整  
手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十六号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月鳥取県人事委  
員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中

39	12,900
39	12,900

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等  
教員特別手当に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十七号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委  
員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千八百円」を「五千九百円」に改め、同条第一号中「七百  
円」を「九百円」に改め、同条第二号中「千七百円」を「千八百円」に改  
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額  
の支給方法等に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十八号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

37.3
28.8
18.9
13.7
11.5
8.7
8.3

を

38.1
29.4
19.3
14.0
11.7
8.9
8.5

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】